

# 事故が起こった場合の手続き

## 1. 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

## 2. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社から求められるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 ご提出いただく書類には「●」を付けています。「―」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

※2 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※3 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	補償項目 A=賠償責任補償 B=傷害補償	書類の例		
			A	B
(1)引受保険会社所定の保険金請求書		引受保険会社所定の保険金請求書	●	●
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注2)</sup> (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。		引受保険会社所定の事故状況報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ、修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類	●	●
(3)対象の損害であることを確認する書類 ボランティア活動推進法人またはボランティア活動団体の責任者が発行する次の書類 ○ボランティア活動中の事故であることを証明する書類 ○ボランティア活動団体の構成員であることを証明する書類 ○ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた方またはボランティア活動推進法人に登録した方であることを証明する書類		事故証明書、ボランティアの名簿	●	●
(4)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類		診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書	●	—
(5)身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ①死亡事故であることを確認する書類 ②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類 ③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類		死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本 引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書	—	●
(6)被保険者が負担した費用の額を示す書類		支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書	●	—
(7)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類		住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書・法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書	●	●

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金または損害賠償金を請求できない事情がある場合は、被保険者の方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償金を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

# 保険金請求手続きの流れ



## 事故発生

ご加入者さま

**「事故報告書」にご記入のうえ、三井住友海上・公務部東京公務室へFAXもしくは郵送**  
 ※事故発生後遅滞なく、お手続きをお願いします。  
 (通院中の場合も先に事故報告書の提出が必要です。)

事故報告時には、ボランティア活動中(ボランティア活動場所への往復途上を含む)であることの証明が必要です。ボランティア団体(もしくは目撃者)の証明を取り付けてください。(「事故報告書」の証明欄)証明欄に記載がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

証明者となれる方

- ・ボランティア団体の責任者  
被保険者が責任者本人である場合は、一緒に活動されていたボランティアの方
- ・目撃者(第三者)  
※家族、親族、法人代表者個人が被保険者の場合の当該法人代表者は証明者になれません。

保険会社  
(三井住友海上)



三井住友海上・公務部東京公務室にて、ボランティア保険加入の確認を行います。

保険会社  
(三井住友海上)



保険金お支払センターより保険金請求書類一式を送付いたします。

ご加入者さま

**通院終了後または事故日から180日経過後、保険金請求書類一式をご提出ください。**  
 ※請求書類については7ページ「(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

保険会社  
(三井住友海上)



保険会社(三井住友海上)保険金お支払センターにて保険金のお支払手続きを行います。  
 ※ご請求内容によっては、病院、警察、ご本人さまへの調査確認を行ったり、追加の書類を依頼させていただきます場合がございます。

保険金  
のお支払い

## よくあるご質問 ?

### ボランティア活動中とは

ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により自宅(住居以外の施設を起点とする場合、または住居以外の施設に帰る場合はその施設)を出発してから、自宅に帰るまでの間をいいます。ボランティア活動以外の目的で行動した場合、または往復途上を外れた場合は、その時点でボランティア保険の補償は終了します。

※「自宅」とは、戸建の場合は敷地内、マンションの場合は玄関内(専有部分)をいいます。

※活動終了後の打ち上げ、食事は補償対象となりません。活動に直接結びつく反省会は補償対象となります。

### 地域見守りボランティアについて

防犯活動等の一環として地域を見守るボランティアは、以下条件にあてはまれば、ボランティア保険の対象となります。

・ボランティア活動団体で企画立案された活動であること  
 事前に活動スケジュール(時間帯)が確認でき、活動記録を備え付けていること。

・腕章、ビブス等着用により第三者から活動中であることが認識でき、ボランティア活動と日常生活の区別が可能であること

※自転車カゴに「防犯パトロール中」のシートを付けるような、日常生活と一体化したものは対象となりません。

### 外国人の方の加入について

外国人の方もボランティア保険に加入できます。ただし、以下の条件がありますので、ご注意ください。

・日本国内のボランティア活動のみが対象です。

・傷害補償につきましては、日本における「医師法上の医師」の診断・治療を受けた場合のみが対象となります。

・本人と連絡が取れる日本国内の連絡先が必要です。  
 (可能であれば、本国の居住地・連絡先もあわせてご提供ください。)

### 「活動に直接結びつく学習会、研修会、会議等」について

ボランティア活動団体で企画立案されていることが必要です。

ボランティア活動を行うための準備として、ボランティア活動団体で計画されたスケジュールや内容に基づいて行われるものが対象です。

ボランティア個人の判断によるスキルや知識習得は自己研鑽に該当し、ボランティア保険の対象となりません。